令和5年度 南大隅町インターネット強化 対策機器調達仕様書

令和5年7月 南大隅町

第1章 調達概要

(1)目的

物理的に分離されているインターネット環境を仮想化し、主に業務で利用する LGWAN 端末からインターネット環境へのリモートアクセス環境を構築する。情報収集や外部 との連携を迅速化し、自治体の働き方改革(業務 DX 化)に取り組むことで、事務の効率化を図り行政サービスの向上につなげることを目的とする。

- (2) 履行場所及び構築期間、保守期間、支払い条件
 - ①納入場所 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226 南大隅町役場2階 サーバ室
 - ②構築期間 契約締結後~令和5年12月28日
 - ③保守期間 令和6年1月1日~令和10年12月31日
 - ④代金の支払 本町指定リース会社との契約による支払い

(3)業務範囲

①調達範囲

本調達は、機器等一式の納品(必要ライセンスを含む。)及び必要な設定などの構築作業、機器・運用保守サービス(5年間)のほか、保守期間満了後の撤去及び搬送に係る費用も含む。

②既存ネットワークの設定作業

新規導入サーバに必要なIPアドレスの払い出し、及びLGWAN系からインターネット系への必要な通信設定については、既存ネットワークの変更作業となるため、別途、町にて準備とする。

また、ファイル無害化製品については、インターネット接続が必要になることからインターネット接続に必要な情報は町より受注者へ指示する。

③成果物の提出

成果物は紙媒体及び電子媒体(CD-ROM等)にて提出すること。

想定する成果物を下記に示す。下記以外にも成果物がある場合は合わせて納品する こと。なお、納期については、別途本町と協議すること。

- ・プロジェクト計画書(事業の実施体制、進捗管理、課題管理の方法、全体スケジュールなど)
- 概要設計書
- 完成図書(ラック搭載図、各種パラメータシートを含む)
- 各種試験仕様書及び結果報告書
- ・操作マニュアル(管理者向け)
- ・操作マニュアル(職員用向け簡易版)
- その他必要な書類

第2章 要件

(1)機器等仕様

本事業で調達する機器の仕様を以下に示す。

機器等は5年間利用可能であり、メーカーサポートを受けられること。

また、必要なスペックやその他要件についても以下を満たすこと。

機器等の選定については、参考機種の記載があるものは参考機種を基準とし、参考機種以外を選定する場合は、本仕様書に記載する要件を満たし、参考機種と同等以上のものを選定すること。

【調達機器】

① インターネット分離環境サーバ ×1台

② バックアップ用NAS ×1台

③ 無停電電源装置 ×1台

④ ソフトウェア

① インターネット分離環境サーバ

種別	要件(数量以外は1台あたりに求める要件を示す)
数量	1台
形状	EIA 規格の 19 インチラックに搭載可能なラックマウントタイプ 2 U
	サイズであること。
CPU	Intel(R) XeonGold 2CPU以上であること。
メモリ	64GB 以上
ストレージ	OS/ハイパーバイザー起動専用領域として、M.2 240GB×2の RAID1
	構成であること。
	仮想マシン領域として、内蔵 2.5 インチ SAS HDD-600GB (15krpm)×
	2本を搭載し、RAID1 構成であること。
ネットワーク	1000BASE-T のインターフェースを 4 ポート以上搭載すること。
光学ドライブ	内蔵 DVD-ROM を搭載すること。
電源ユニット	冗長構成(ホットプラグ対応)であること。
電源ケーブル	100V 対応であること。
ファンユニット	冗長構成(ホットプラグ対応)であること。
ベゼル	LCD フロントベゼルを搭載し、システムエラーの表示が行えるこ
	と。
監視機能	監視ツールにより、搭載されたハードウェア(電源、ファン、メモ
	リ、CPU、RAID、NIC)の状態監視ができること。
保守	24 時間 365 日のオンサイト対応(4 時間)を6年間とし、当日オン
	サイト診断サービスを構成すること。

HDD 返却不要サービスとすること。

② バックアップサーバ (NAS)

種別	要件
数量	1台
形状	EIA 規格の 19 インチラックに搭載可能なラックマウントタイプ 1 U
	サイズであること。
基本情報	Windows ServerOS がインストールされた NAS 専用モデルとし、OS
	起動専用の SSD ブートディスクが搭載されていること。
CPU	Intel 製 CPU が搭載されていること。
メモリ	8GB 以上搭載されていること。
ストレージ	4スロット以上で構成されていること。
	ハードウェアによる RAID 構成とすること。
	RAID5/6 を構成可能とし、4TB以上の実行容量を準備すること。
	ドライブ暗号化機能が搭載されていること。
ネットワーク	10GBASE-T×1、1000BASE-T×2以上のインターフェースを搭載し
	ていること。
電源ユニット	AC100V であること。
ファンユニット	標準で2基搭載されていること。
保守	平日9:00~17:00 のオンサイト (翌営業日) 対応とすること。
	HDD 返却不要サービスとすること。

③ 無停電電源装置

種別	要件
数量	1台
形状	EIA 規格の 19 インチラックに搭載可能なラックマウントタイプ 2 U
	サイズであること。
運転方式	ラインインタラクティブ方式とする。
冷却方式	強制空冷とする。
定格入力電圧	AC100V とする。
最大入力電流	16A とする。
入力プラグ形状	NEMA 5-15P とする。
最大出力電圧	AC100V とする。
最大出力容量	1500VA とする。
出力コンセント	NEMA 5-15R ×6 個
保守	先出センドバック保守5年間とする。

④ ソフトウェア

種別	要件
仮想化ソフト	仮想化ソフトを提案する場合は下記とする。
	Vmware vSphere Essentials Kit 同等以上 × 1
サーバOS	WindowsServer2022 $ imes 1$
	LinuxServer (RedHatEnterprise 又はAlmaLinux) × 1
	上記以外の提案も可とする。
サーバCAL	WindowsServer2022 デバイス CAL ×200 ライセンス
バックアップソ	仮想マシン単位、ファイル単位でバックアップ、リストアが可能な
フトウェア	こと。
電源管理ソフト	UPS と連動し、停電などが発生した時は、サーバ等を安全にシャッ
ウェア	トダウンができるもの。また、スケジュール運転ができるもの。
インターネット	自治体、教育、その他で運用実績があるもの。
分離ソフト	詳細要件は別紙「機能要件一覧」を参照のこと。
ファイル無害化	インターネット分離ソフトとのシームレス連携が可能なこと。
ソフト	詳細要件は別紙「機能要件一覧」を参照のこと。

⑤ その他

電源ケーブル、ネットワークケーブル等、通信に必要な機器

(2) インターネット分離システム、ファイル無害化システムの機能要件

今回調達において、事前動作検証を十分に行った結果、運用維持管理、職員利用の操作性を考慮し、分離方式についてはローカル仮想コンテナ方式を採用することとする。

また、ファイル無害化においては採用するインターネットから取り込んだファイルを直感的な操作を可能とし、職員の作業負担なく利用できるシステムとする。

ローカル仮想コンテナ方式、ファイル無害化に関する要求機能については、別紙の 「機能要件一覧」に示す事項を全て満たした構成とすること。

(3) 運用要件

- ①インターネット分離環境及びファル無害化については、セキュリティ重視とするが、 重視されたセキュリティ環境により、操作性が煩雑にならない様、インターネット 分離システムとファイル無害化システムがシームレスに連携できる構成とするこ と。
- ②インターネット分離システム上に取込んだファイルは、個別のシステムに移動できること。また、ローカルPCにダウンロードすることなく無害化処理やマルウェアスキャンが可能であること。

第3章 保守サービス

(1) 共通要件

- ①保守期間内(60 ケ月間)内は、下記(2)(3)の保守サービスを含め必要な対応を行うこと。
- ②原則として、平日9:00から17:15までとするが、システム運用に支障がある場合はその限りではない。
- ③本町から障害連絡を受けてから4時間以内に現場対応(初動対応)を行うものとする。(オンサイト保守)
- ④保守作業は設置場所で行うこととする。
- ⑤導入する機器等一式については、製造メーカーの技術支援が受けられる体制を構築すること。

(2) ハードウェア保守

- ①障害時は必要に応じた部品の修理、交換(オンサイト保守)を行うこと。
- ②システム運用に深刻な影響を及ぼす可能性がある場合、ファームウェア等、最新パッチの適用等のメンテナンス作業を行うこと。
- (3) ソフトウェア保守(業務システムを除く)
 - ①運用管理するための電話等による問い合わせや調査依頼に対応すること。
 - ②サーバ関連機器のOS、ミドルウェア、及びアプリケーション等のバージョンアップ並びにセキュリティパッチについては、必要に応じて適用の要・否を判断し、情報を通知するとともに、本町と評価並びに適用について協議を行うこと。

(4) 運用保守

- ①構築したサーバ機器にトラブルが発生した場合は、速やかに障害発生の診断、及び 切り分けを行い、常に安定したサービスの維持に努めること。
- ②レスポンスが低下するなど、品質に問題が発生した場合は両者協議の上で原因調査 を行い、必要に応じて結果報告を行うこと。

第4章 構築作業

構築にあたっては、スケジュール調整等を行い、安全、確実かつ効率的に作業を実施 すること。

(1)機器設置作業

- ①本町指定の19インチサーバラックに調達機器一式を搭載すること。
- ②ラック内のケーブル配線(電源、LAN)を行うこと。
- ④庁内LANとのネットワーク接続においては、必要に応じて、本町、受注者及び本町のネットワーク運用保守業者と協議の上、設計、作業を行うこと。
- ④現地での調整試験を行うこと。

(2) 電源、UPS

①本町の既設分電盤を経由した電源環境を利用すること。また、ラック内においてOAタップ等が必要となる場合は、受注者の負担において準備すること。

- ②電源管理ソフトを使用して、各基盤等の電源管理設定を行うこと。
- ③庁舎及びサーバ室での電源障害発生時には、自動で各基盤等が安全に、また順序を 考慮して停止(復電した場合は指定した順序で起動)できるよう設定すること。 ただし、仮想サーバの停止・起動の設定内容については、協議の上、決定する。

(3) 疎通確認及び動作確認

インターネット分離環境及びファイル無害化の運用に必要なソフトウェアを構築し、 基本的な動作確認を行うこと。

第5章 その他

- (1)機器に関する事項
 - ①導入した機器本体への識別ラベル及びケーブルには接続先明示のタグ付けを行う こと。

(2) 作業に係る留意事項

- ①セキュリティの観点から、本町に導入するすべての機器については、原則USBメモリや外付けHDD等の外部記憶媒体の使用を禁止するが、使用が必要になる場合は、事前に本町の承認を受けること。
- ②作業時間は、原則開庁日の8時30分から17時15分までとする。ただし、住民サービス等やその他庁内システムへの影響がある場合には、この限りではない。
- ③仕様書に定められた内容に疑義が生じ、仕様書によることが困難、又は不都合な場合が生じたときは、本町と協議の上、解決する。
- ④作業は全て受注者の責任とし、施設・備品の損傷、本町又は第三者に与えた損害に 対する補償は受注者の負担とする。

なお、運搬、搬入中等において、納入物の損傷が発生した場合は、速やかに新たな同品を調達の上納入すること。

- (3) 保守期間満了後の機器の取扱い
 - ①保守期間満了時、機器等は受注者にて撤去・処分するものとし、機器撤去に係る作業等についても受注者にて行うこと。ただし、一部ライセンスについてはこの限りではない。なお、本町からの保守延長の申し出があった場合は、協議に対応すること。
 - ②上記の撤去作業に際しては、庁舎内においてハードディスク等の情報の復元が困難な状態までデータの消去を行った上で、受注者が指定する場所で物理的破壊を実施し、データ消去作業報告書及び破壊の証拠写真を提出すること。

(4) 個人情報の保護

本事業を通じて取得した個人情報については、南大隅町個人情報保護条例(平成31年南大隅町条例第1号)等に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

(5) 再委託

受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本町の承諾を得たときは、この限りでない。なお、本町の承諾

を得る場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を 明記の上、事前に書面において本町に申請しなければならない。

(6) 受注者の秘密保持義務

- ①受注者は、本町から秘密と指定されてた事項及びこの契約に関して知り得た本町 の秘密を第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、当該秘密が次に掲げ る情報に該当する場合は、この限りではない。
 - ア 業務契約に違反することなく、開示の時点で既に公知となった情報
 - イ 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - ウ 相手方からの情報によらず、独自に開発された情報
- ②受注者は、事故の業務従事者その他関係人についての義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に本町の承諾を受けなければならない。
- ③②の規定は、業務契約終了後も有効とし、これらの規定に違反した事実が判明した場合、本町は受注者に対し、契約違約金を請求することができる。